

小児科だより vol.39

発達障がい パート2

2019.11.1 発行

こんにちは。だんだんと冬の気配を感じるようになってまいりました。毎年、冬季に流行するインフルエンザですが、当科では今年も10月中旬より予防接種を開始しておりますので、お気軽にご相談下さい。2016年の11月号に『うちの子はインフルエンザのワクチンうったほうが良いですか?』というテーマで書いておりますので、乳幼児に接種する際の参考にしていただけますと幸いです。



さて今月のテーマは、昨年11月に書いている『発達障がい』のパート2です。今回は、具体的な対応について少しお話ししたいと思います。

かつて治療方法はないとされていましたが、現在は早期から集中的に療育的介入を行うことで言語、社会、対人能力が改善することがわかっています。療育の要点は、もともとの問題を軽減させることと、同時に二次障害を作らないこととされています。

それぞれのお子さんによって必要とするプログラムは異なりますが、それらの対応、介入は必ずしもプロにしかできないことではありません。実際には、お子さんを取りまく家族、先生などの果たす役割が大きいと考えられ、実際に、家族が対応の仕方を変えただけでお子さんの状態が飛躍的に改善するという経験をしばしば経験します。

家庭内で行う療育的介入のポイントは、①お子さんが出来る指示を出来るだけわかりやすく伝えて、それが出来たら（スモールステップで、出来るように手伝って）すぐに褒める、評価する、②それらを楽しく行う、③叱ることは最低限にとどめて冷静に対応する。の3点で、子どもの自尊心を回復させることが重要と考えられます。

しかし、発達障がいをもつお子さんは、子どもが親に対して波長を合わせてくれず、親から平気で離れたり、様々なこだわりや過敏性をもっていたりと、いわゆる扱いにくいお子さんであることが多いです。発達障がいの存在に気が付かずに、親が子どもに接して必死に行動を修正しようとしたときには、もともと知覚過敏性などで怖い体験世界を生きている子どもたちに、さらに虐待を加えるような接し方をしてしまうことも十分に起こりえます。お子さんの特性を理解せずに対応を続けると親子関係が悪化、子どもの自尊心が低下して二次障害が出現する可能性が高くなります。些細なことかもしれないけど困ったなと思ったときは、まずは市町村の保健師などに相談されることをお勧めしています。当科でもお子さんや親御さん向けのイラスト版資料などの貸し出しなどを行っております。気になった方は、小児科受付までご相談ください。